

A decorative header consisting of eight horizontal stripes in the colors of a rainbow: pink, yellow, orange, light green, green, light blue, purple, and magenta.

徳島市パートナーシップ宣誓制度の手引き

徳島市

目次

1	「徳島市パートナーシップ宣誓制度」の意義・・・・・・・・p 1
2	宣誓をすることができる人・・・・・・・・p 2
3	子に関する届出（ファミリーシップ）について・・・・p 3
4	手続きの流れ・・・・・・・・p 4～p 5
5	パートナーシップ宣誓時に持参いただく書類　・p 6～p 7
6	子に関する届出（ファミリーシップ）時に持参いただく書類・・・・p 8
7	宣誓書受領証の再交付について・・・・・・・・p 9
8	宣誓書受領証の返還について・・・・・・・・p 9
9	宣誓が無効になる場合について・・・・・・・・p 1 0
1 0	都市間連携について・・・・・・・・p 1 1～p 1 3
	参考資料（三親等内の親族図）・・・・・・・・p 1 4
1 1	Q & A・・・・・・・・p 1 5～p 1 7

1 「徳島市パートナーシップ宣誓制度」の意義

徳島市では「徳島市人権条例」の理念に基づき、「徳島市総合計画2025」において「人権尊重・多文化共生社会の実現」をめざしています。

誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現には、一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を発揮して、多様な価値観を認め合うことが必要です。

この制度は、お二人がお互いをともに支え合いながら生きていく人生のパートナーである宣誓をし、市がその宣誓を公的に証明するもので、性的マイノリティの方々のみならず、事実婚の関係にある方も対象となります。

この制度の導入により、市民の性の多様性及び人権尊重の理解が深まり、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会が実現できることを期待しています。

2 宣誓をすることができる人

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件を全て満たす必要があります。

① 徳島市に住所を有していること。

※徳島市への転入を予定している場合を含む。

② 当事者以外にパートナーや配偶者がいないこと。

③ 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族
または直系姻族等）でないこと。詳しくは P14 をご覧ください。

※パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く

④ 双方が成年年齢に達していること。

3 子に関する届出(ファミリーシップ)について

パートナーシップ宣誓をした方は、同居の子どもを家族(ファミリーシップ関係)とし届け出ることができます。

パートナーシップ宣誓と同時に届け出ることできます。

ただし、届出をしようとする子どもが、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 届出されるお二人の一方又は双方と同居していること
- ② 未成年であること(民法で規定する成年に達していないこと)

4 手続きの流れ

(注)他の自治体でパートナーシップ宣誓制度を利用していた方は、P11-P13をご覧ください。

① 宣誓日の事前予約

(ア) 宣誓を希望する場合、事前に電話予約をお願いします。

[宣誓受付] 徳島市人権推進課

電話番号:088-621-5169

日時:月～金 8時30分～17時 祝休日・年末年始除く

場所:徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎2階

(イ) 必要書類をご準備ください。(P6-P7 参照)

② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

(ウ) 予約いただいた日時に、必ずパートナーのお二人でお越しください。

ファミリーシップもご希望の場合は、子どももお連れください。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

(エ) 必要書類(P6-P7)を提出してください。書類確認を行います。

(オ) 「徳島市パートナーシップ宣誓書(様式第1号)」へ記入いただきます。

必要があれば「子に関する届出(様式第5号)」も記入いただきます。

(カ) 受領証の即日交付はいたしかねますので、

受取日については別途連絡いたします。

おおよそ一週間後・・・

③ パートナーシップ宣誓書受領証の交付

(キ) お約束の日時にお越しください。個室で対応いたします。

(ク) 本人確認書類を確認のうえ、受領証をお渡しします。

※徳島市へ転入予定の方は、転入が確定した後に、新しい住民票の写しを提出してください。

※宣誓の手数料は無料ですが、必要書類の住民票の写しや戸籍謄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

5 パートナーシップ宣誓時に持参いただく書類

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- (ア) 3か月以内に発行されたものを、お1人1通ずつお持ちください。
- (イ) お二人が同一世帯である場合は、1通でかまいません。
- (ウ) 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。

② 配偶者がいないことを証明する書類

- (ア) 3か月以内に発行された戸籍謄本や独身証明書等をお1人1通ずつお持ちください。
- (イ) 戸籍謄本や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
取得方法は本籍地のある市町村窓口にお問い合わせください。
- (ウ) 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付して提出してください。

③ 本人確認ができるもの

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード、官公署が発行した証明書で、顔写真のついているもの。

ただし、国民健康保険証や共済組合員証、国民年金手帳など顔写真のついていないものは「2種類以上」の提示が必要です。

④ 通称名の使用を希望する場合

- (ア) 性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- (イ) 通称名を登録し、住民票に記載されている場合、上記①の提出書類で確認いたします。
- (ウ) 住民票に記載されていない場合、事前にご連絡ください。
通称を日常的に使用していることがわかる書類(郵便物や社員証等)を確認いたしますのでお持ちください。

6 子に関する届出(ファミリーシップ)時に 持参いただく書類

① 子どもの住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- (ア) パートナーシップ宣誓をされた方と子どもが同居していることがわかる
3 か月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書を、
1通お持ちください。
- (イ) パートナーシップ宣誓時の確認書類として提出された住民票の写し又は
住民票記載事項証明書に子どもの記載がある場合は、必要ありません。
- (ウ) 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出
ください。

② 子どもに関する戸籍謄本

- (ア) 3か月以内に発行された戸籍謄本を1通お持ちください。

※パートナーシップ宣誓時に提出いただいた戸籍謄本に子どもの
記載がある場合は、必要ありません。

7 宣誓書受領証の再交付について

パートナーシップ宣誓書受領証を紛失又はき損等した場合、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第6号)」の提出により再交付いたします。

※本人確認書類を徳島市役所人権推進課にご持参ください。

※お越しいただく方は、再交付を必要とされる人だけでも結構です。

8 宣誓書受領証の返還について

徳島市でパートナーシップ宣誓をされた方で、以下のいずれかの事項に該当したときは、徳島市役所人権推進課にお越しいただき「パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第7号)」を提出してください。

※お越しいただく方はお一人でもかまいません。

(ア) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき

(イ) 当事者のどちらかが死亡したとき

(ウ) 一時的な場合を除いて、当事者のどちらかが徳島市外に転出したとき

※明確な期限付きの単身赴任などの場合は、返還の必要がありません。
しかし、徳島市に転入する見込みのない引越しの場合、返還の必要があります。

(エ) 徳島市と都市間連携に関する協定を結んだ他市町村に転出したとき

※個別にご相談ください。

(オ) 当事者以外にパートナーや配偶者ができたとき

9 宣誓が無効になる場合について

次のいずれかに該当する場合は、当該宣誓が無効となります。

- ① 宣誓の内容に虚偽があった場合
- ② 宣誓書受領証等を不正に使用又は虚偽した場合

宣誓が無効となった場合は、すみやかに宣誓書受領証等を返還してください。

10 都市間連携について

徳島市と連携協定を締結している自治体との間で転出・転入する場合、手続きを一部省略できる場合があります。

連携協定を締結している自治体については徳島市ホームページでご確認ください。

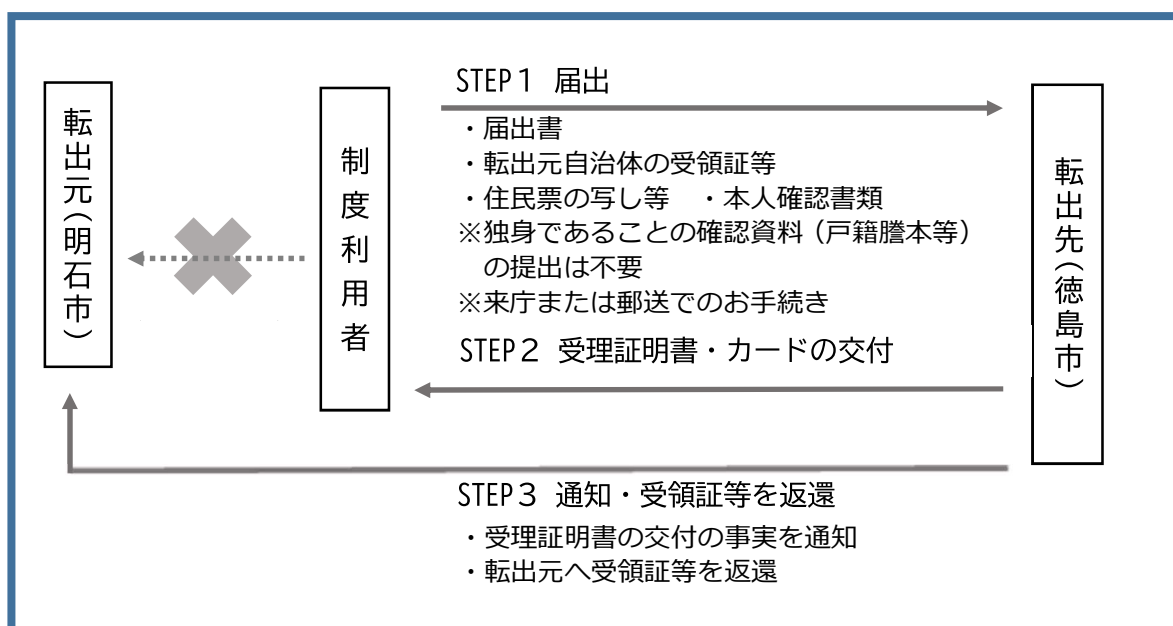
① 徳島市へ転入する場合

連携協定を締結している自治体から徳島市に転入され、パートナーシップ宣誓制度の継続をご希望の場合は、「パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式)」への記入をお願いいたします。

書類の確認ができ次第、徳島市の宣誓書受領証やカードを発行します。

この手続きは、郵送で、或いは徳島市役所にて行うことができます。

◆連携スキーム（例：明石市から転出し、徳島市に転入する場合）



(ア) 手続きの方法について

A) 郵送で行う場合・・・

- I. 事前に電話またはメールで徳島市役所人権推進課に連絡いただき、必要書類(P13)を郵送してください。
- II. 徳島市役所人権推進課が「徳島市パートナーシップ宣誓書受領書(様式第1号)」を作成し、返送いたします。

[郵送先住所] 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所人権推進課
「パートナーシップ宣誓制度担当」宛

B) 徳島市役所人権推進課で行う場合・・・

- I. 事前に、お越しいただく日時の予約をお願いいたします。
- II. 徳島市役所人権推進課にて、必要書類を提出してください。

「パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第2号)」と、ご希望があれば
「子に関する届出書(様式第5号)」に記入いただきます。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

※お越しいただくのはお一人でもかまいませんが、書類は人数分の提出をお願いいたします。

- III. おおよそ一週間後、「徳島市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号)」を徳島市役所人権推進課にて交付いたします。

[受付場所] 徳島市人権推進課
電話番号:088-621-5169
開庁時間:月～金 8時30分～17時祝休日・年末年始除く
場所:徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本庁舎2階

(イ) パートナーシップ宣誓制度の継続に必要な書類

A) 徳島市と連携協定を結ぶ自治体から交付を受けた、パートナーシップ

宣誓書受領証、受領証カード等、類似書類の写し

B) 3 カ月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

C) 本人確認書類

運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、官公署が発行した
証明書で顔写真のついているもの。

国民健康保険証や共済組合員証、国民年金手帳など顔写真のついて
いないものは「2種類以上」の提示が必要です。

D) 郵送での手続きをご希望の場合は、「パートナーシップ宣誓継続申告
書(様式第 2 号)」を記入のうえ同封してください。

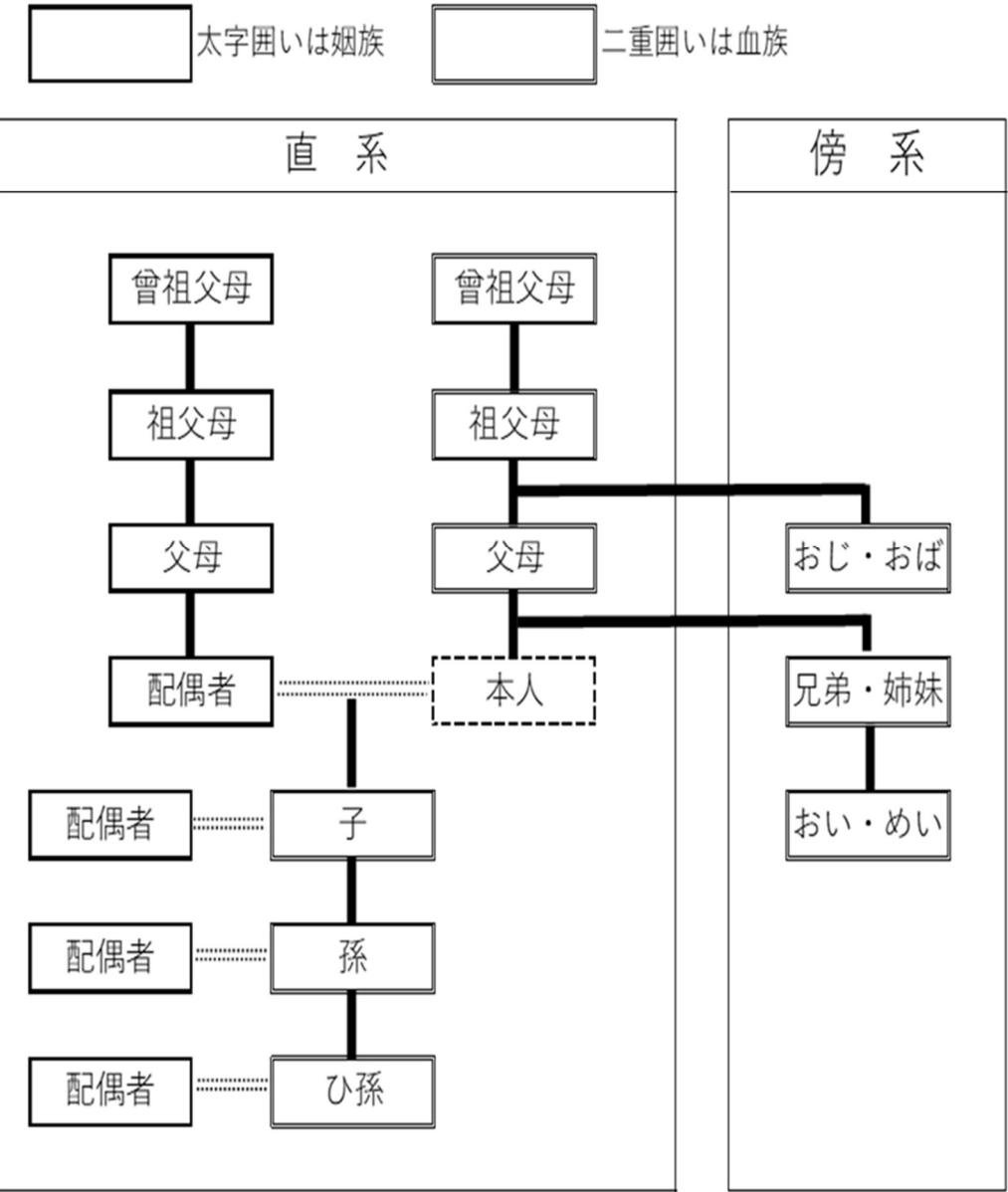
② 徳島市から転出する場合

徳島市と連携協定を締結している自治体へ転出し、その自治体の長にパートナ
ーシップ宣誓制度の継続を申告される場合、「徳島市パートナーシップ宣誓制度
受領証(様式第 2 号)」及び「徳島市パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式
第 3 号)」を転出先自治体の担当部署に提出いただけますようお願いいたします。

なお、転出先でこれらの情報を使用する場合がございますので、原本の提出前
に写しをお控えください。

具体的な手続きは、転出先の自治体のホームページなどをご確認ください。

三親等内の親族図



11 Q&A

Q1 徳島市パートナーシップ宣誓制度とはどのような制度ですか。

A1. お二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものです。

性的マイノリティの方はもちろんパートナー関係にあれば、どなたでも利用可能です。

Q2 性的マイノリティとは何ですか。

A2. 性的指向が必ずしも異性愛のみではない人、または性自認が出生時の性とは異なる人のことです。

性的指向とは、どのような性別を好きになるか、ならないかということであり、自分が性愛の対象とするのは男性なのか、女性なのか、あるいは男性と女性の性別に関わりなく性的魅力を感じ、恋愛対象となるか、ならないかということです。

また、性自認とは自分の性をどのように認識しているのかということであり、男性または女性と自認する人もいれば、どちらも認識しない人、どちらも自認する人もいます。また、体の性と自認する性が一致しない人もいます。

Q3 婚姻制度とはなにが違いますか。

A3. 婚姻は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、徳島市パートナーシップ宣誓制度は、お二人が、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものであり、法的な効力はありません。また、宣誓を行ったことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。ただし、ご希望がある場合に限り、住民票の続柄を「縁故者」と記載させていただくことができます。

Q4 徳島市に住んでいなくても宣誓できますか。

A4. 徳島市在住の人が対象ですが、転入予定であれば可能です。宣誓時に転入予定の事実がわかる書類(転出証明書等)を提出してください。転入が確定後、新しい住民票の写しを提出してください。

Q5 代理や郵送での手続きはできますか。

A5. 職員の面前で、本人確認の上、宣誓書を提出していただく必要がありますので、代理や郵送の申請はできません。ただし、ご自分で宣誓書への記入が難しいなどの場合は、代筆が可能です。※連携協定に係る申告の場合に限り郵送が可能です。

Q6 宣誓に費用はかかりますか。

A6. 宣誓の手数料は無料です。ただし、必要書類の住民票の写しや戸籍謄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

Q7 宣誓書受領証の交付までどのくらい時間がかかりますか。

A7. 宣誓書や必要書類等に不備がなく、宣誓が適切と認められる場合は、1週間程度で交付可能です。交付が可能になり次第、ご連絡させていただきます。

Q8 宣誓により、受領証はどこで利用できますか。

A8. 本市行政サービスで利用できる場合があります。本市ホームページの「徳島市パートナーシップ宣誓制度に関する行政サービス一覧表」または「徳島市 SOGIE 啓発 SNS」をご覧ください。

※随時追加予定

このほか、一部の事業者において徳島市パートナーシップ宣誓書受領証またはカードを提示することにより利用できるサービスもあります。

現在は、一部の事業者に限られていますが、今後社会的理解が広がり、様々なサービスに波及することを期待しています。

令和 2年 4月 1日作成
令和 3年 2月 1日改正
令和 3年12月27日改正
令和 6年 3月15日改正
令和 7年 9月 4日改正